

畜産・酪農をめぐる情勢

令和2年12月

農林水産省
生産局畜産部

目 次

【牛乳乳製品関係】

○ 生乳の需給構造	3
○ 最近の生乳の生産・処理状況	4
○ 生乳の用途別仕向量の推移	5
○ 生乳需給の推移	6
○ 乳製品需給の推移	7
○ 総合乳価の推移	8
○ 生産コストと所得の推移	9
○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移	10
○ 乳用後継牛の確保に向けた取組	11
○ 酪農経営における労働負担の軽減	12
○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進	13
○ 畜産・酪農の就農支援対策	14
○ 酪農の経営安定対策の概要	15
○ 生乳流通改革の概要	16

【牛肉関係】

○ 牛肉の需給動向	17
○ 世界とアジア地域の牛肉の輸入状況	18
○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移	19
○ 最近の東京市場における牛枝肉卸売価格 (和牛去勢全規格平均) の推移	20
○ 肉用子牛価格の推移	21
○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移	22
○ 肉用牛繁殖雌牛の動向	23
○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組	24
○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進	25
○ 肉用子牛対策の概要	26
○ 肉用牛肥育経営安定交付金 (牛マルキン) の概要	27

【豚肉関係】

○ 豚肉の需給動向	28
○ 世界とアジア地域の豚肉の輸入状況	29
○ 豚枝肉卸売価格（省令価格）の推移	30
○ 豚飼養戸数・頭数の推移	31

○ 豚の生産能力向上への取組	32
○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の概要	33

【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 34
- 鶏肉卸売価格の推移 35
- 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移 36

【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 37
- 鶏卵卸売価格(全農東京M規格)の推移 38
- 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移 39
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 40

【飼料関係】

- 最近の飼料穀物の輸入状況 41
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 42
- 配合飼料価格安定制度の概要 43
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 44
- 良質かつ低廉な配合飼料の供給に向けた取組 45
- 輸入乾牧草の輸入・価格動向 46
- 飼料自給率の現状と目標 47
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 48

【輸出関係】

- 畜産物の輸出について 49
- 牛肉の輸出について 50
- 豚肉の輸出について 51
- 鶏肉の輸出について 52
- 鶏卵の輸出について 53
- 牛乳乳製品の輸出について 54

【その他】

- 畜産クラスターの支援状況 55
- 畜産クラスターの取組事例① 56
- 畜産クラスターの取組事例② 57
- 畜舎整備に活用可能な事業 58
- 家畜の増頭・導入に活用可能な事業 59
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 60
- 畜産におけるGAPの取組について 61
- 畜産農家が利用できる主な融資制度について 62
- 総合的なTPP等関連政策大綱 63

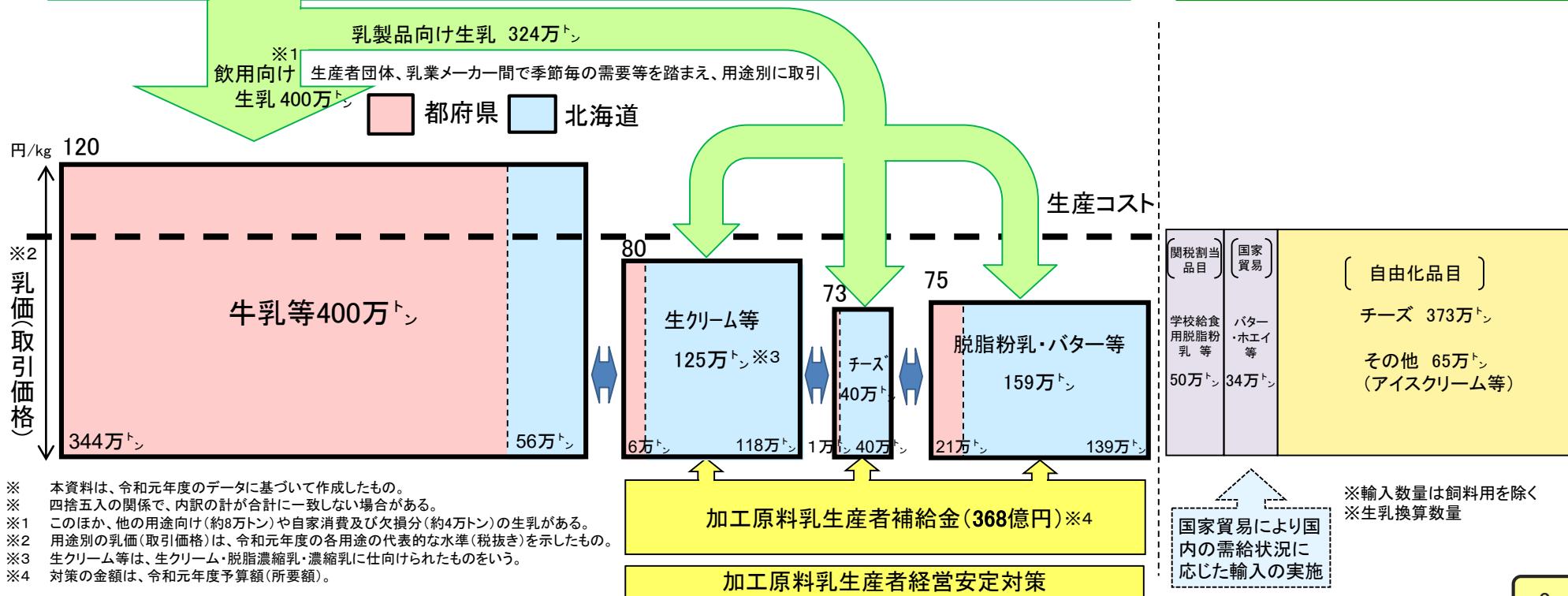
【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、需要に応じ飲用向けと乳製品向けの仕向けを調整することが不可欠。
- 輸入品と競合しない飲用向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- 乳製品は、保存が利き、飲用と乳製品向け(北海道中心)の生乳量を調整する役割を果たしているが、輸入品と競合。
- 現行の制度は、乳製品向け生乳に対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和元年度) 736万トン(北海道409万トン、都府県327万トン)

輸入乳製品 522万トン



最近の生乳の生産・処理状況

- 生乳の生産量は、頭数の減少などにより、平成28年度以降、減少傾向で推移してきたが、令和元年度は、北海道の生産量が前年度比+3.1%増加したことにより、全体で+1.1%増加。
- 令和2年度(4-10月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比+0.8%、乳製品向けは+2.2%の増加。
- 令和2年度(4-10月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比+0.0%、はつ酵乳は+4.4%の増加、乳飲料は▲3.7%の減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

	単位:万トン、%				
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度 (4-10月)
生産量	734 (▲0.9)	729 (▲0.7)	728 (▲0.1)	736 (+1.1)	435 (+1.4)
北海道	390 (▲0.2)	392 (+0.4)	397 (+1.2)	409 (+3.1)	245 (+2.2)
都府県	344 (▲1.7)	337 (▲2.0)	332 (▲1.6)	327 (▲1.3)	19.1 (+0.5)
牛乳等向け処理量	399 (+0.9)	398 (▲0.1)	401 (+0.6)	400 (▲0.2)	242 (+0.8)
乳製品向け処理量	330 (▲2.8)	326 (▲1.3)	323 (▲0.8)	332 (+2.8)	191 (+2.2)
うち脱脂粉乳・バター等向け	155 (▲5.4)	150 (▲3.1)	148 (-)	159 (+7.4)	94 (+10.1)
うちチーズ向け	42 (▲1.1)	42 (▲2.3)	40 (-)	40 (+0.2)	24 (+3.1)
うち生クリーム等向け	126 (▲0.7)	125 (▲0.9)	127 (-)	125 (▲1.6)	69 (▲5.1)

牛乳等の生産量の推移

	単位:千キロリットル、%				
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度 (4-10月)
飲用牛乳等	3,503 (+1.1)	3,535 (+0.9)	3,567 (+0.9)	3,568 (+0.0)	2,133 (+0.0)
牛乳	3,060 (+1.5)	3,094 (+1.1)	3,154 (+1.9)	3,159 (+0.1)	1,903 (+0.7)
加工乳・成分調整牛乳	443 (▲1.6)	441 (▲0.6)	412 (▲6.4)	409 (▲0.8)	230 (▲5.5)
乳飲料	1,226 (▲5.2)	1,166 (▲4.9)	1,121 (▲3.9)	1,140 (+1.7)	681 (▲3.7)
はつ酵乳	1,091 (+0.9)	1,075 (▲1.4)	1,063 (▲1.1)	1,033 (▲2.8)	632 (+4.4)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」等

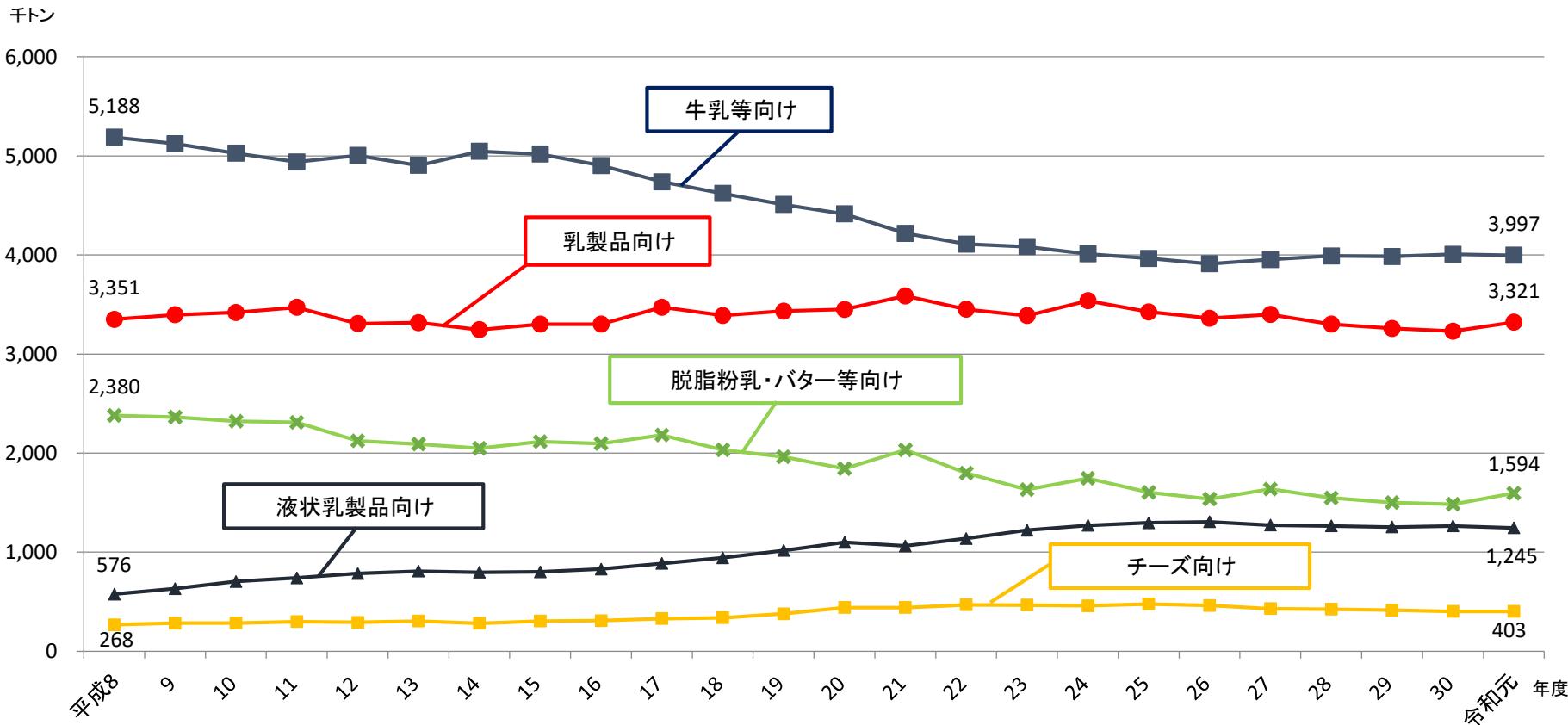
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものという。

※ 令和元年度及び2年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

生乳の用途別仕向量の推移

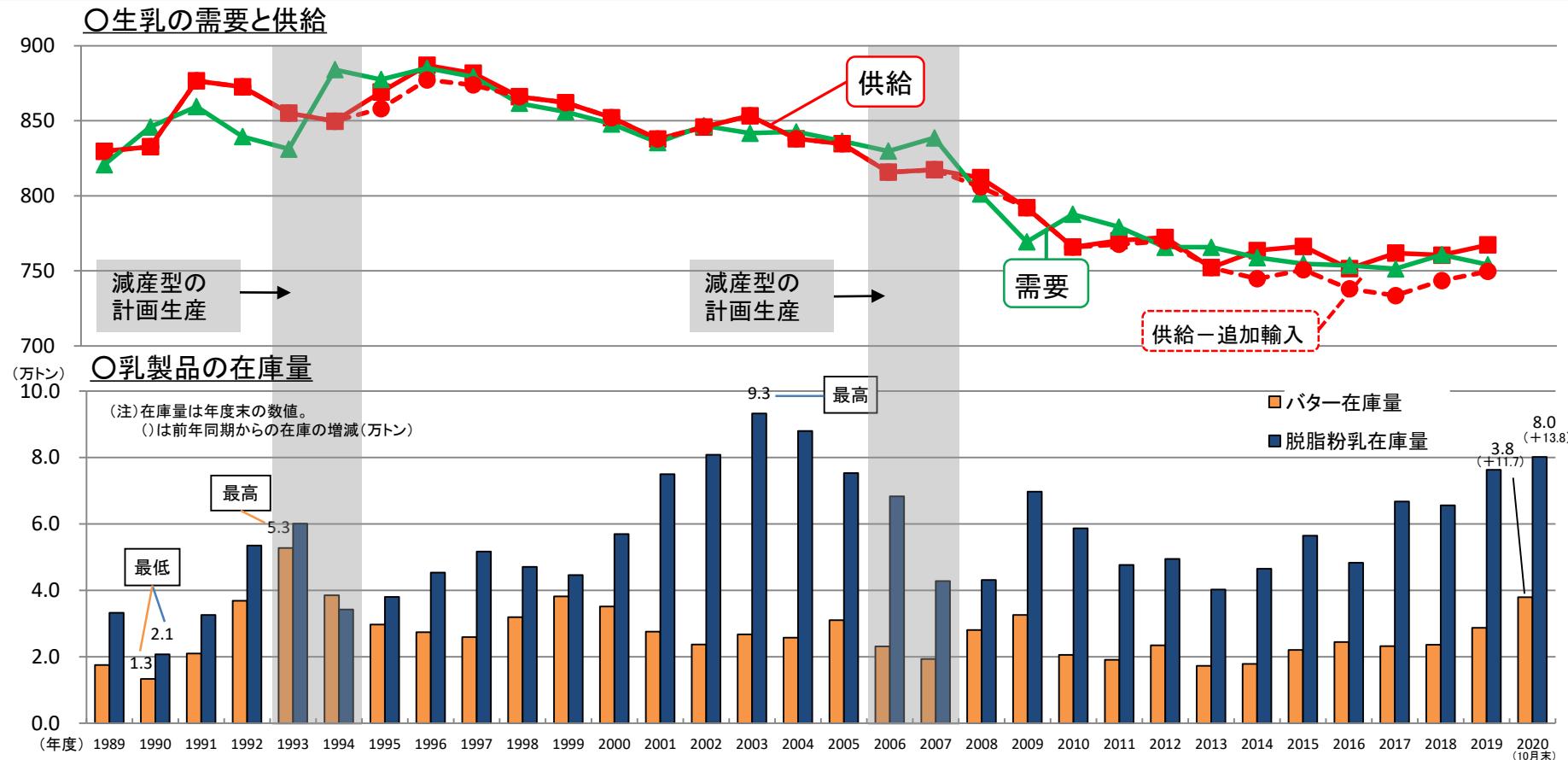
- 牛乳等向け処理量は、減少傾向で推移してきたものの、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移。
- 一方、乳製品向け処理量は、生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度は生乳生産量が増加したことにより増加。



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構「販売生乳数量等(速報)」

生乳需給の推移

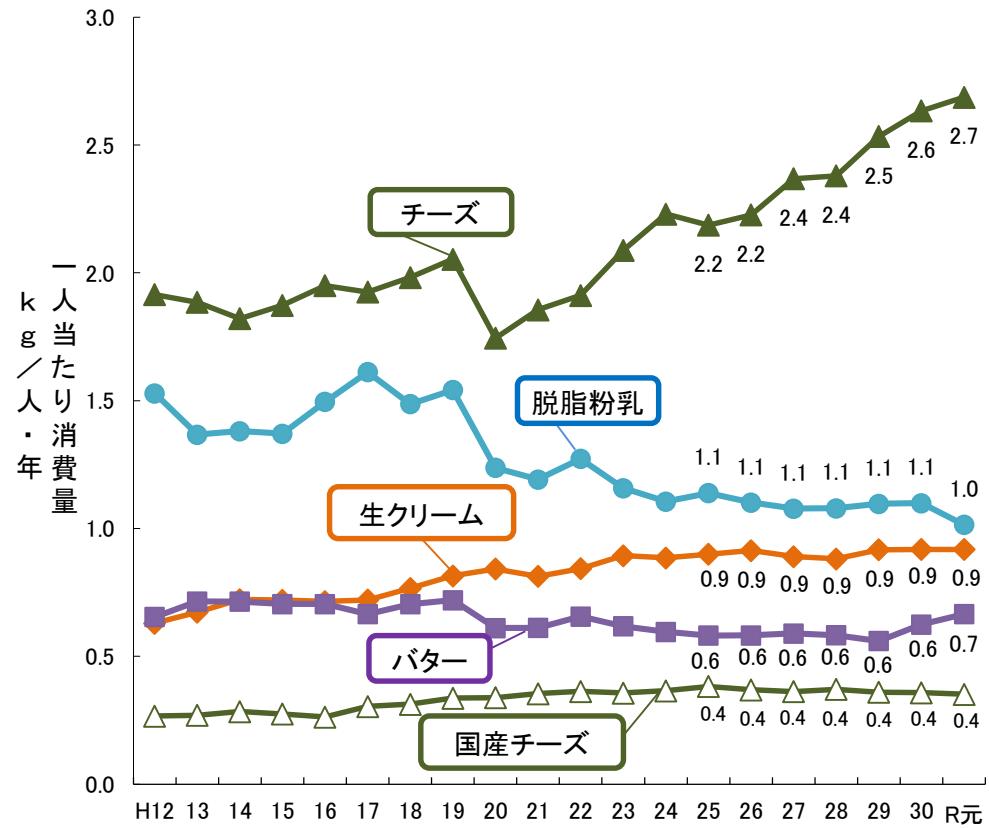
- 我が国の生乳需給は、天候の変動(冷夏や猛暑)や国際乳製品市況の変動等の影響を受けやすい。近年は、国内生乳生産量の減少により、不足傾向にあるところ。
- 令和元年度は、バターは消費量は増えたものの、生産量と輸入量が大幅に増えたため在庫量が増加し、脱脂粉乳は生産量の増加と消費量の減少により在庫量が増加。
- 令和2年度(10月末)は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う3月からの学校の休校や緊急事態宣言以降の業務用需要の減少等により、生乳を保存の利く乳製品向けに仕向けてきたことから、バター・脱脂粉乳ともに消費量に対して生産量が大幅に増加したため、在庫量も増加。



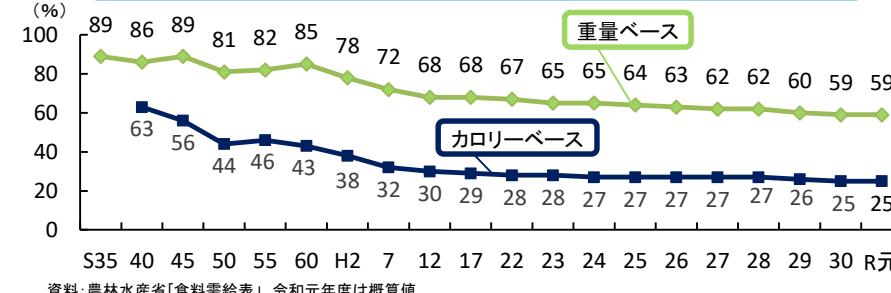
乳製品需給の推移

- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 牛乳・乳製品の自給率は、需要が堅調である一方、生乳生産量が減少傾向で推移していることから、低下傾向で推移。
- 特に、消費が伸びているチーズは、国内生産が横ばいで推移していることから、輸入量は増加傾向で推移。

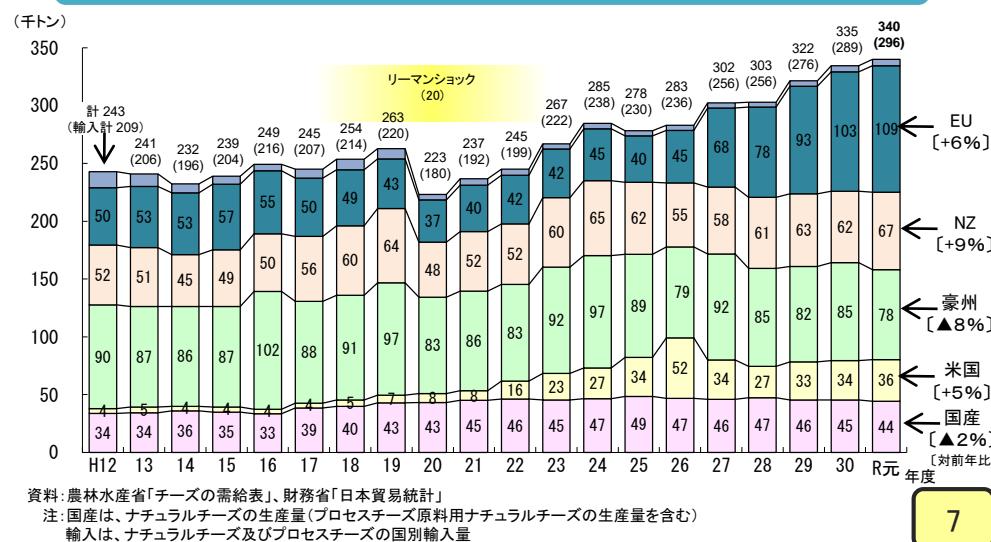
乳製品の1人当たり消費量の推移



牛乳・乳製品の自給率の推移

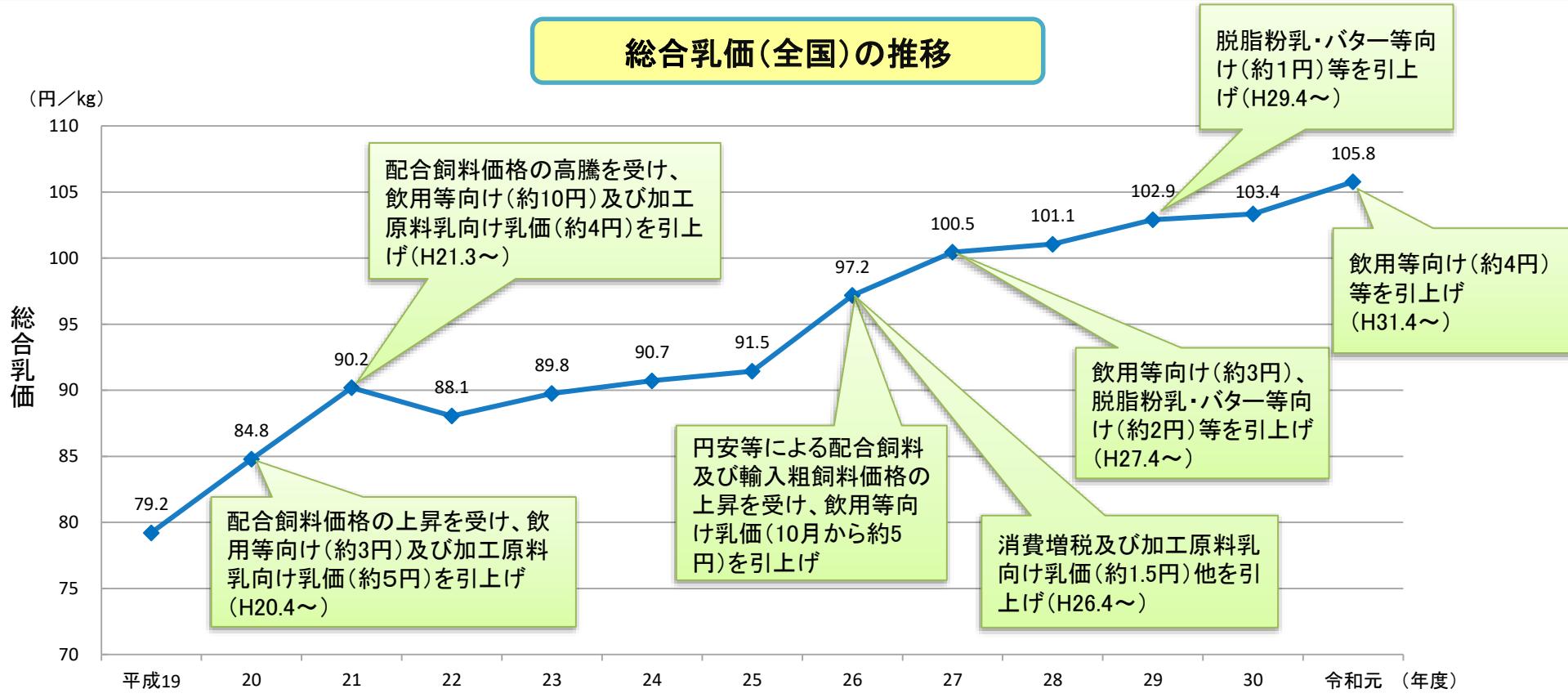


チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



総合乳価の推移

- 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度に飲用・乳製品とも生乳取引価格が引き上げられ、その後も上昇。

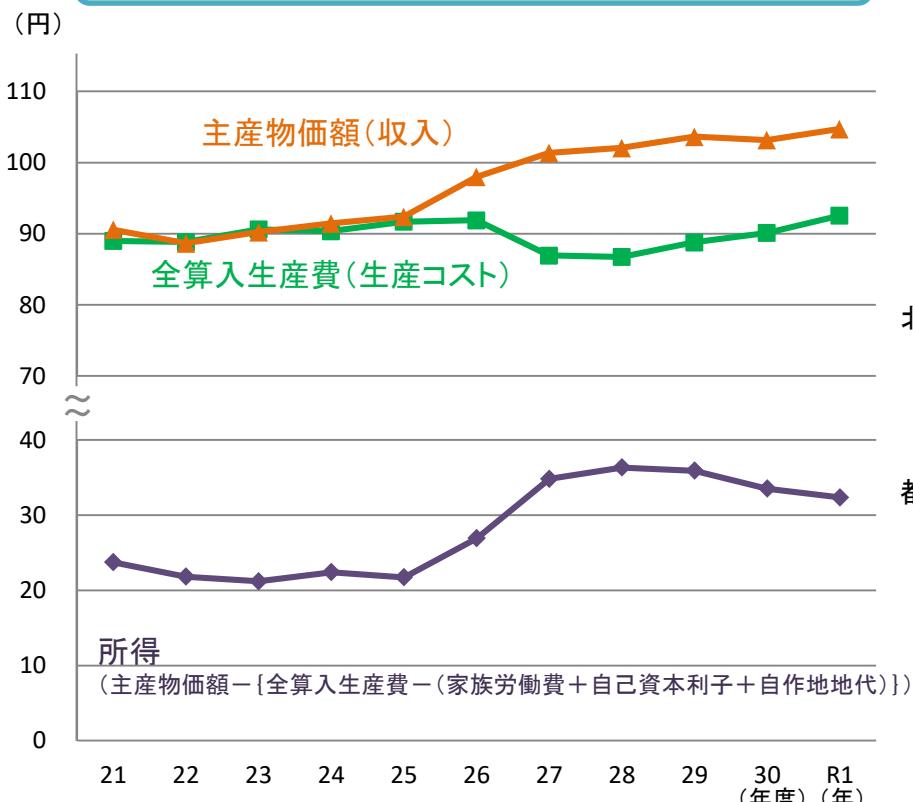


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

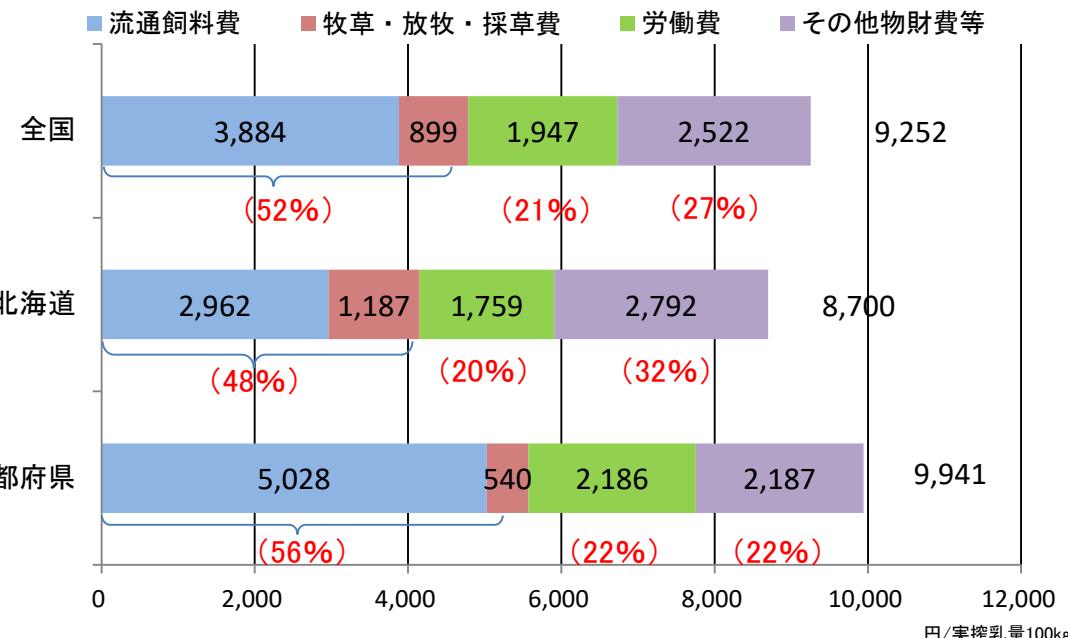
生産コストと所得の推移

- 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、平成21年度以降横ばいで推移したが、副産物価額(子牛)の上昇により27年度に減少。29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。
- 所得は、26年度以降は乳価の上昇に伴う主産物価額の上昇に加え、27年度以降は副産物価額の上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



生乳生産費(全算入生産費)の地域別比較



乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、年率2%程度の減少傾向で推移していたが、平成30年に16年ぶりに増加に転じ、平成31年も2年連続で増加。令和2年も増加(+13千頭)。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は上昇傾向。

区分／年		平成24	25	26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注2	令和2 ※注3
乳用牛飼養戸数(千戸) (対前年増減率)(%)		20.1 (▲4.3)	19.4 (▲3.5)	18.6 (▲4.1)	17.7 (▲4.8)	17.0 (▲4.0)	16.4 (▲3.5)	15.7 (▲4.3)	15.0 (▲4.5)	14.9 —	14.4 (▲3.4)
うち成畜50頭以上層(千戸) 戸数シェア(%)		7.0 (34.9)	6.9 (35.9)	6.8 (37.3)	6.4 (36.9)	6.5 (38.9)	6.4 (39.6)	6.2 (40.3)	5.9 (39.7)	5.9 (39.8)	5.8 (40.2)
乳用牛飼養頭数(千頭) (対前年増減率)(%)		1,449 (▲1.2)	1,423 (▲1.8)	1,395 (▲2.0)	1,371 (▲1.7)	1,345 (▲1.9)	1,323 (▲1.6)	1,328 (0.4)	1,332 (0.3)	1,339 —	1,352 (1.0)
うち 経産牛頭数(千頭)		943	923	893	870	871	852	847	839	841	839
うち 未経産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)		506	500	501	502	474	471	481	492	499	513
うち成畜50頭以上層(千頭) 頭数シェア(%)		980 (68.9)	944 (67.8)	948 (69.7)	940 (70.4)	949 (72.5)	934 (72.6)	961 (74.3)	962 (74.4)	981 (73.3)	999 (73.9)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国 北海道 都府県	46.9 68.1 34.9	47.6 68.1 35.9	48.0 68.2 36.2	49.1 68.8 37.2	51.2 72.6 38.1	52.0 72.8 38.9	54.0 75.2 40.4	55.9 77.8 41.3	56.4 76.0 43.3	58.3 78.7 44.5
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国 北海道	8,154 8,017	8,198 8,056	8,316 8,218	8,511 8,407	8,522 8,394	8,581 8,517	8,636 8,568	<8767>※注4 <8945>		

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1:各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

3:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

4:経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

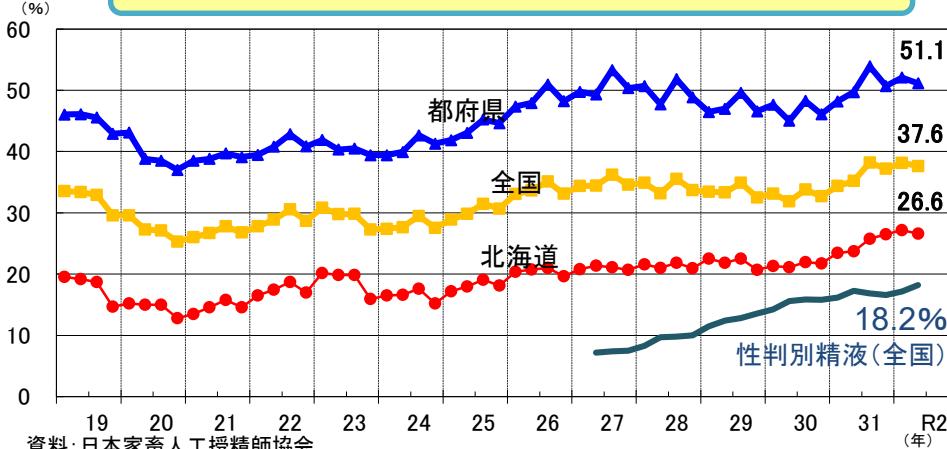
- 黒毛和種の交配率の上昇により、平成26～28年度にかけて乳用雌子牛の出生が1万頭程度減少。
- 性判別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。
- 今後は、預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成し、生乳生産の回復につなげていくことが重要。

乳用雌子牛の出生頭数



資料:家畜改良センター

乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



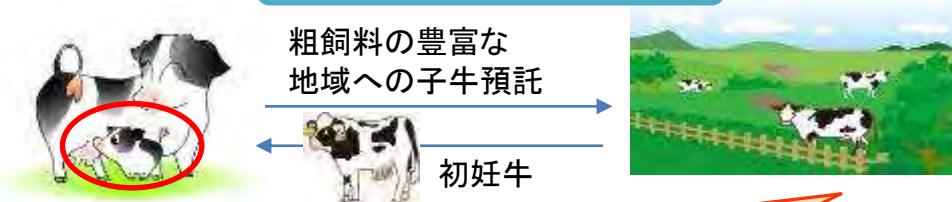
資料:日本家畜人工授精師協会

性判別精液の活用



性判別の精液の活用(普及率18%:R2.4～6)、和牛受精卵の活用(酪農経営で生産された和子牛:4.1万頭(和子牛全体の約8%))、性判別精液製造機器等の導入を支援
【畜産・酪農生産力強化対策事業:R1補正】

預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進【酪農経営支援総合対策事業:ALIC】
省力化機器の整備(給餌、ほ乳等)、運動場の整備(電牧柵等)【酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業:ALIC】

酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働時間の削減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(平成30年)

酪農	肉用牛 (繁殖)	肉用牛 (肥育)	養豚	製造業
2,249	1,537	1,887	1,911	2,044

資料:農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働時間の削減に向けた国の支援策

畜産経営体生産性向上対策(R2当初)

- ① 省力化機械の導入等を支援
- ② 後継牛の預託施設の整備等を支援

酪農労働省力化推進施設等緊急対策事業(ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

育成の外部化の実現に向けた支援策(R1補正)

公共牧場等における乳用種(受卵牛)導入等を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(ALIC事業)

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間 利用日数(1戸あたり)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	21.8	22.4	22.8	23.1	23.6

(単位:日)

○ 労働時間の削減に向けた取組

(1)飼養管理方式の改善

- ・つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2)機械化

- ・搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3)外部化

- ・キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	搾乳ロボット	搾乳ユニット自動搬送装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要	自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果 Ex:導入後、1日当たりの搾乳時間が30%強削減	搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果 Ex:導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex:導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex:導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)	自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex:導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

畜産・酪農の就農支援対策

- ・担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、ペースは鈍化しているものの毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

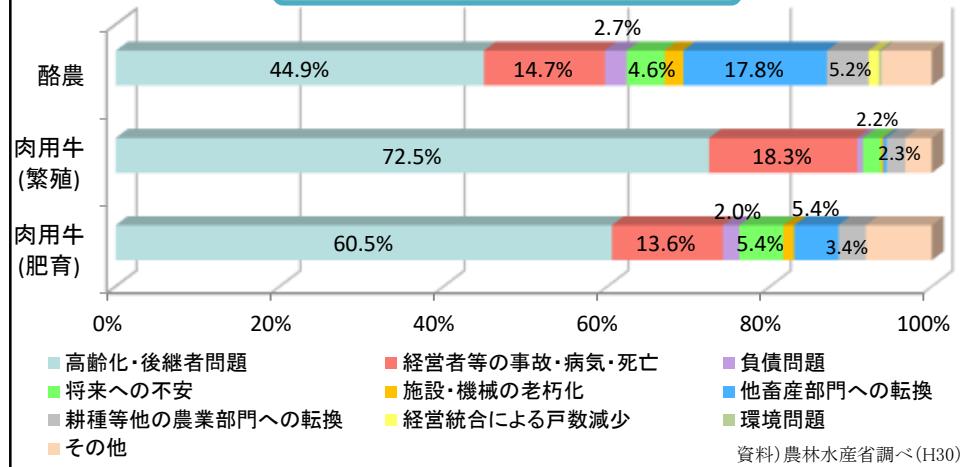
		H26	H27	H28	H29	H30
酪農	全国	離脱者数	746	661	584	556
		新規就農者数 (うち新規参入者)	198 (23)	197 (23)	207 (37)	158 (27)
	うち北海道	離脱者数	211	200	185	163
		新規就農者数 (うち新規参入者)	104 (16)	110 (16)	131 (30)	86 (22)
肉用牛	全国	離脱者数	2,512	1,924	1,626	1,498
		新規就農者数 (うち新規参入者)	277 (89)	229 (38)	289 (63)	334 (74)
	うち九州・沖縄	離脱者数	1,436	1,141	907	845
		新規就農者数 (うち新規参入者)	176 (73)	128 (18)	159 (33)	201 (49)

「新規就農者」:今後の経営の担い手として新規に就農(新規参入者、親元就農、法人役員となった者を含む)

「新規参入者」:①非農家から参入した者、②農家子弟が独立し経営を開始した者

資料)農林水産省調べ

離脱要因



【R1補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 637億円の内数

- ・協業化で大規模法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- ・後継者不在の経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチング、経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

【R2ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業 45億円

- ・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R2当初】農業人材力強化総合支援事業 212億円

- ・就農準備、経営開始に要する資金(農業次世代人材投資資金)や青年を雇用する農業法人に対する研修経費、新規就農者に対するサポート体制づくりを支援。

【R2当初】強い農業・担い手づくり総合支援交付金 200億円の内数

(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

- ・地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する取組を支援します。

【R2当初】青年等就農資金

融資枠 142億円

- ・新規就農者向けの無利子資金により、農業経営を開始するために必要な機械・施設の整備等を支援。

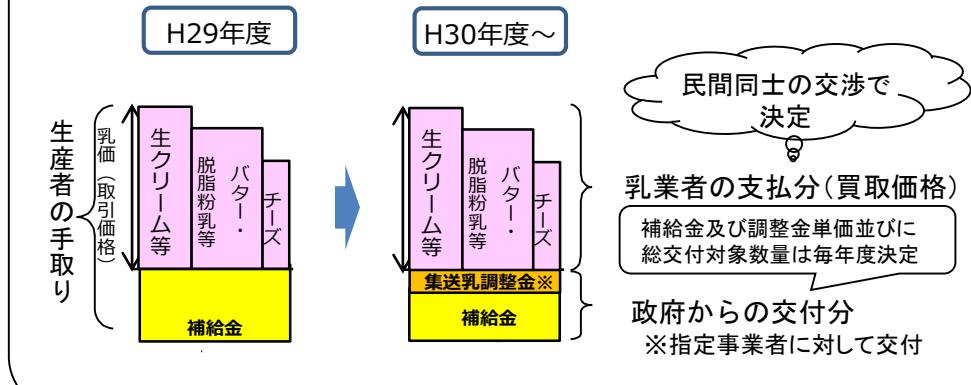
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

加工原料乳生産者補給金制度

令和2年度

加工原料乳生産者補給金単価 8.31円/kg
集送乳調整金単価 2.54円/kg
総交付対象数量 345万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

国((独)農畜産業振興機構)

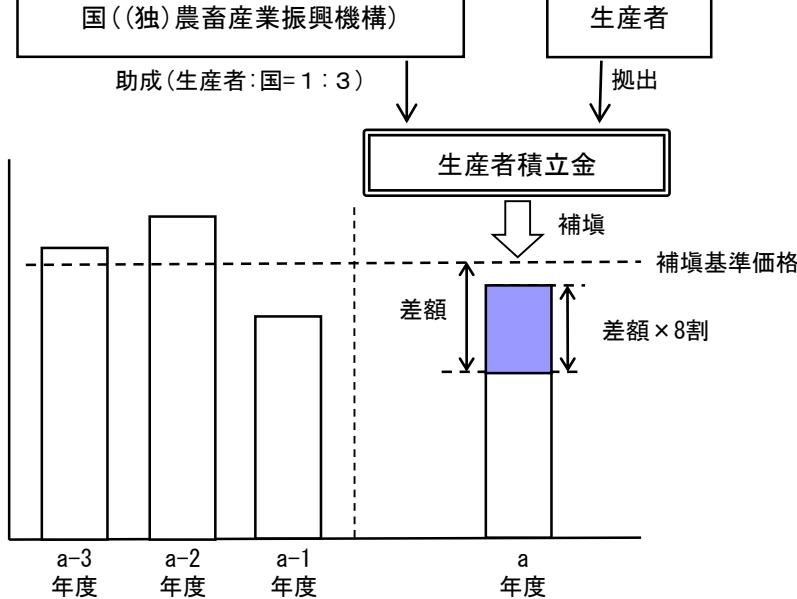
助成(生産者:国=1:3)

生産者

拠出

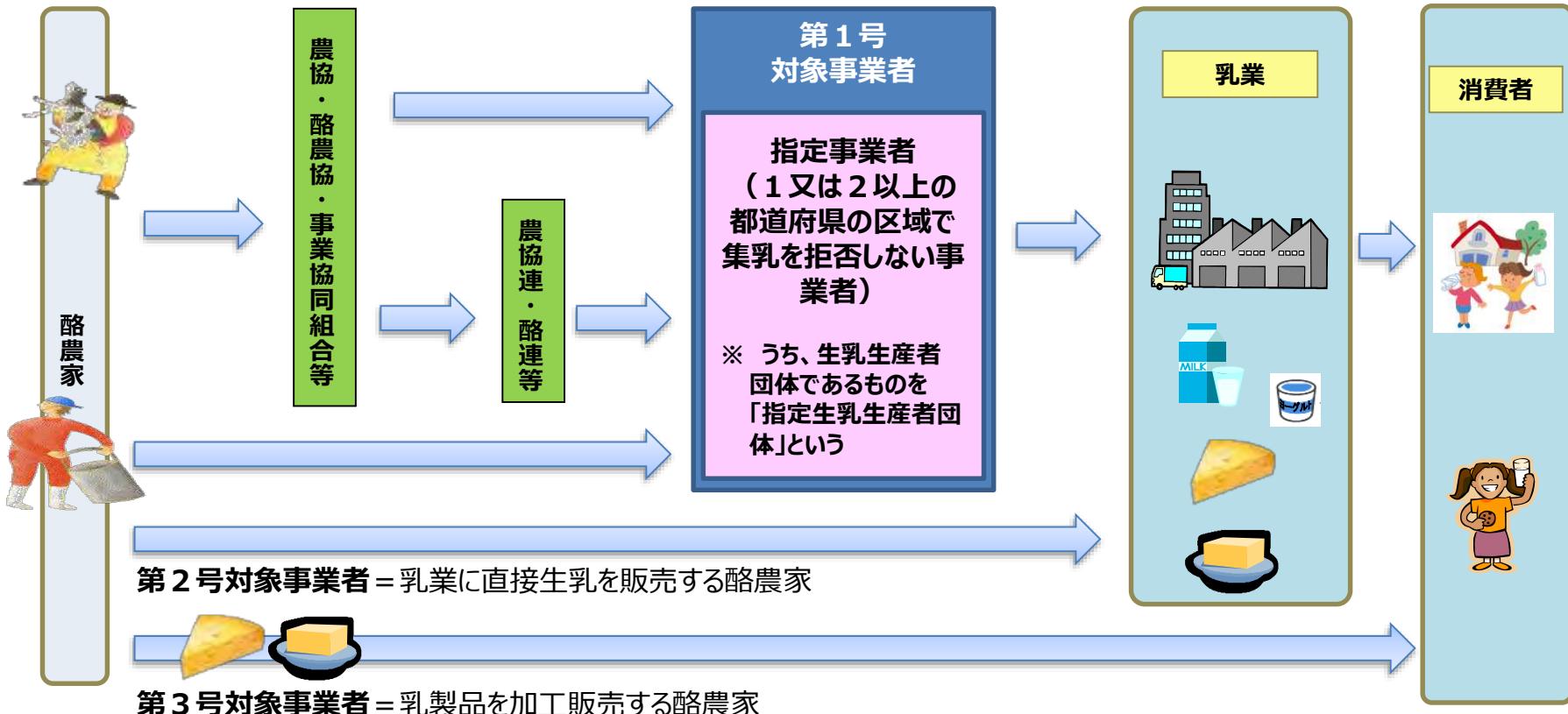
生産者積立金

全国平均取引価格



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者

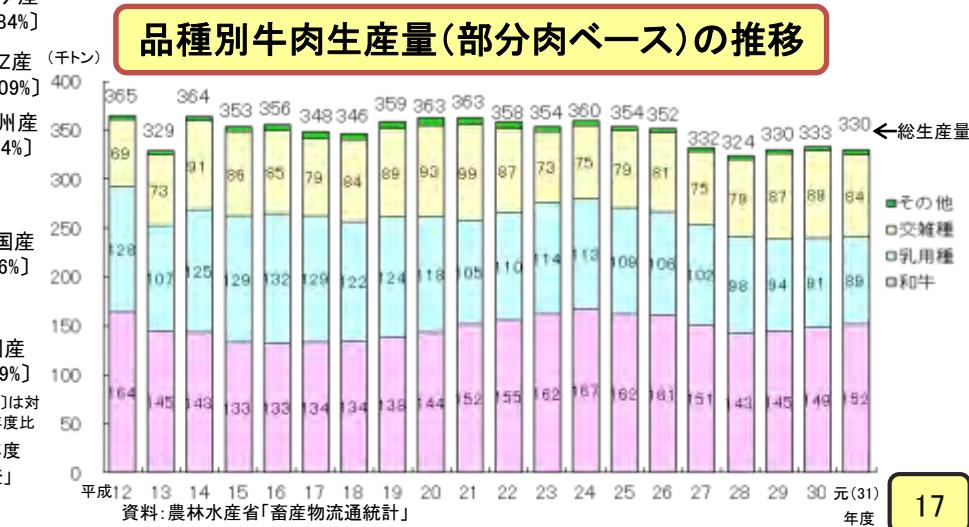
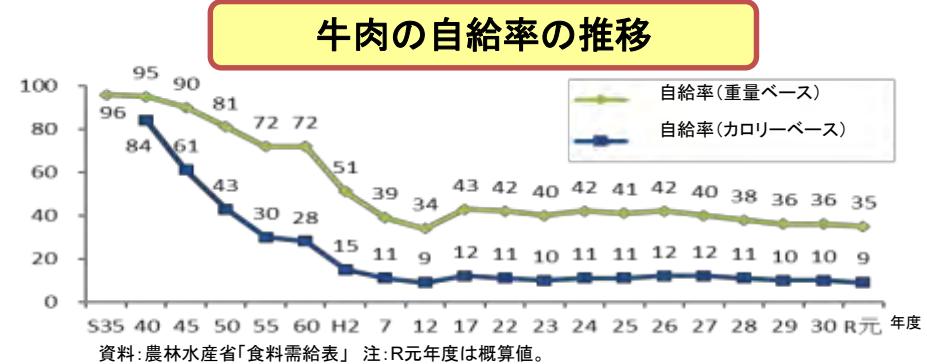
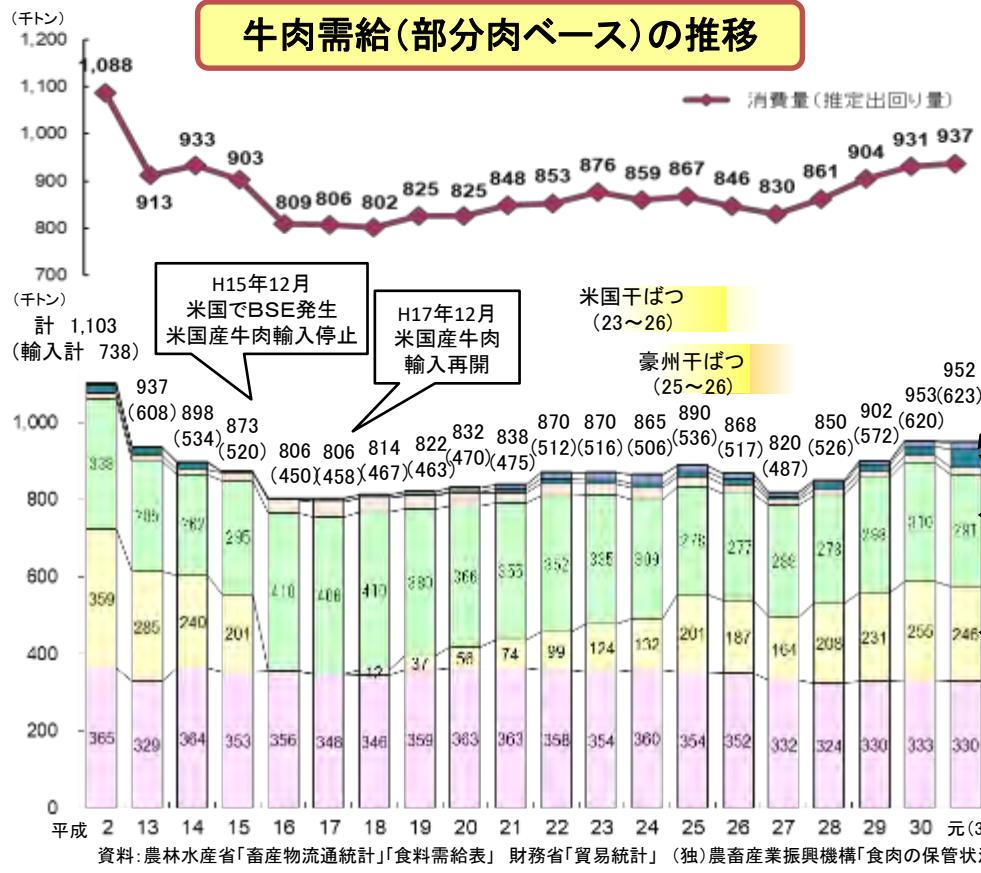


- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は**「指定事業者」として指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

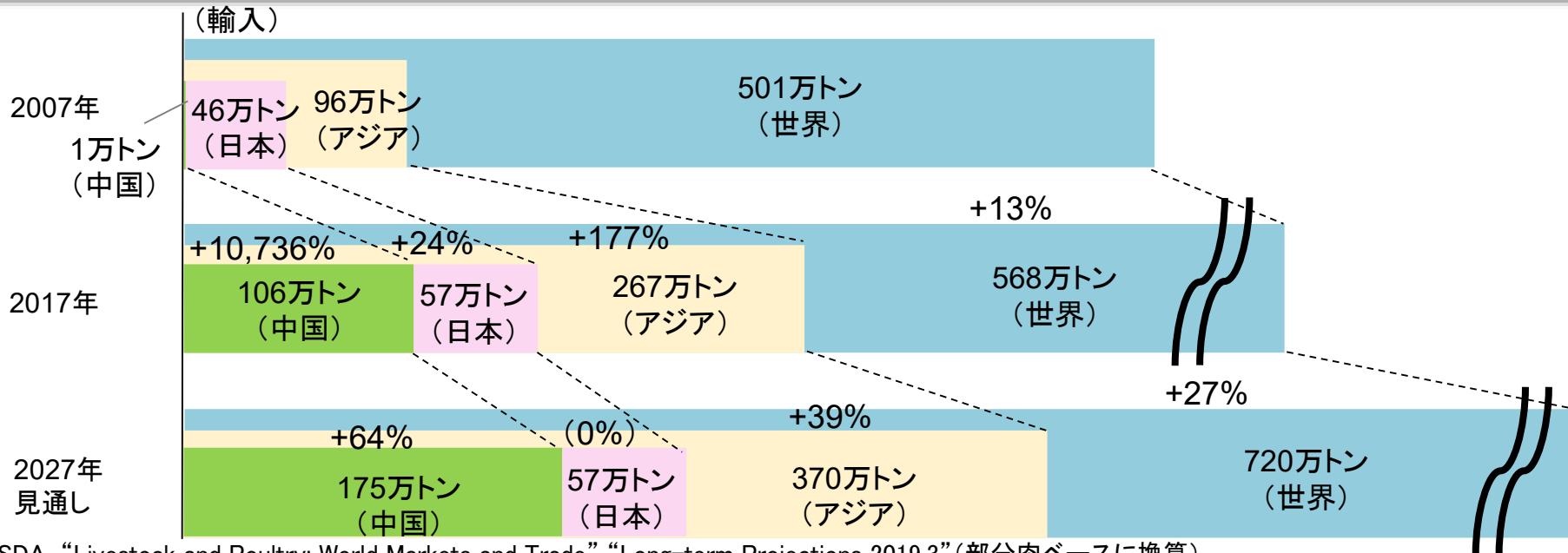
牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復。
- 国内生産量は、近年、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは2年連続で増加し、平成30年度は33.3万トン。一方、令和元年度は、和牛は増加したものの、性別別精液や和牛受精卵の利用推進により、交雑種及び乳用種の生産頭数が減少し、全体では33.0万トンと対前年度比1.0%減少。
- 牛肉の自給率は、重量ベースが35%、カロリーベースが9%。



世界とアジア地域の牛肉の輸入状況

- 2007年の世界の牛肉輸入量は501万トン、うちアジア地域が96万トン、日本が46万トン。
- この10年間で、中国の牛肉輸入量は106倍、アジアは2.8倍に急増し、2017年では我が国と中国で世界の輸入の3割を占める状況。
- 2027年の世界の牛肉輸入量は720万トン(2017年と比べて+27%)、うち中国が175万トンとの見通し。
- このように、世界的に牛肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。



※ 本資料中の「アジア」は、2007年は日本、韓国、台湾、香港、マレーシア、フィリピンの計。2017年と2027年は、日本、韓国、台湾、中国、香港、フィリピン、インドネシア、マレーシア、その他アジアの計。

(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

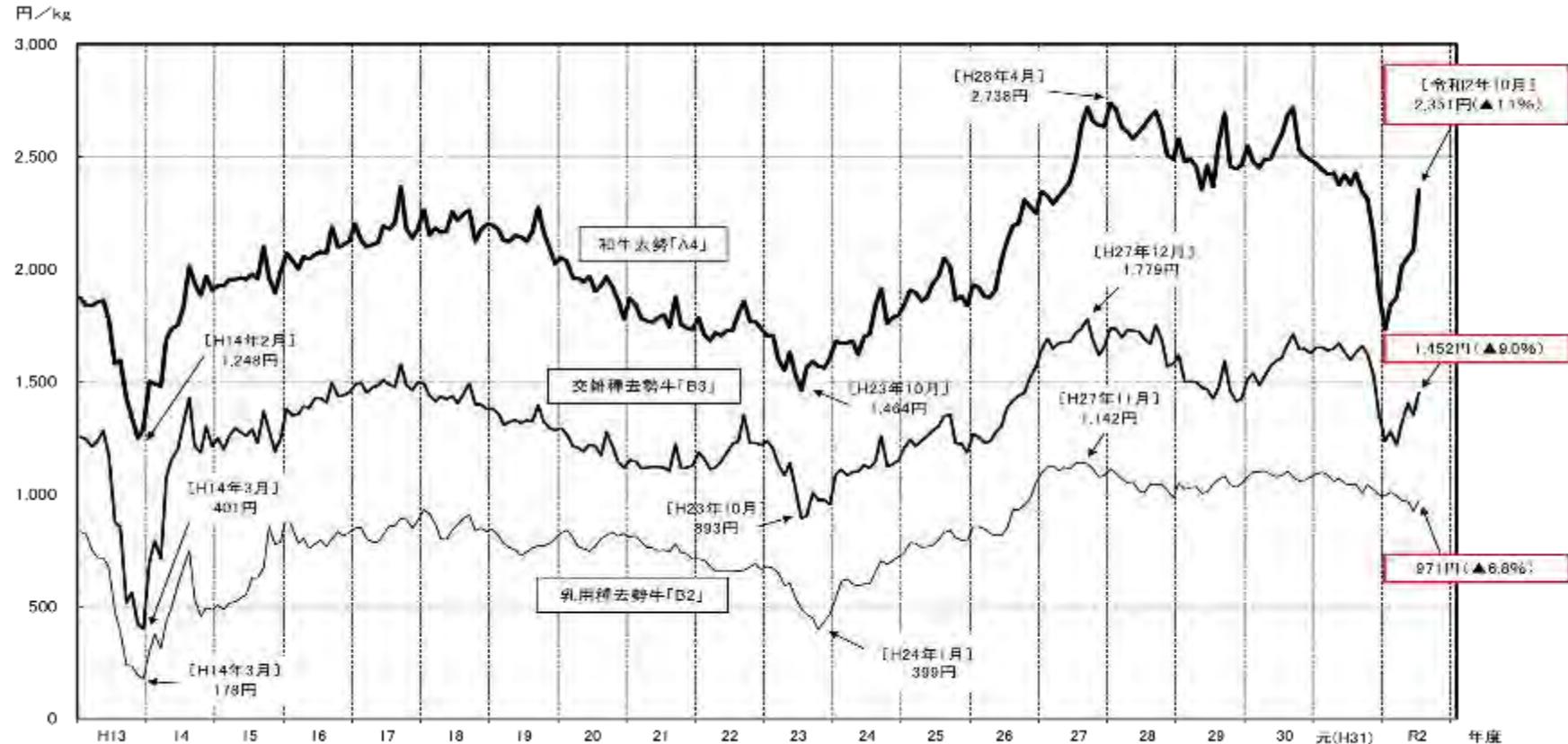
「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「世界」は、USDA資料中の主要牛肉輸入国の輸入量の合計。

「日本」は、貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2027年見通しは、2017年度の輸入実績を据え置いたもの。

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。交雑種の価格も、令和元年度に入って生産量の減少を背景に堅調に推移していたが、2月以降は和牛価格の下落に伴い低下。
- 5月に入り、経済活動の再開に伴い上昇してきており、10月には、昨年に近い水準まで回復。

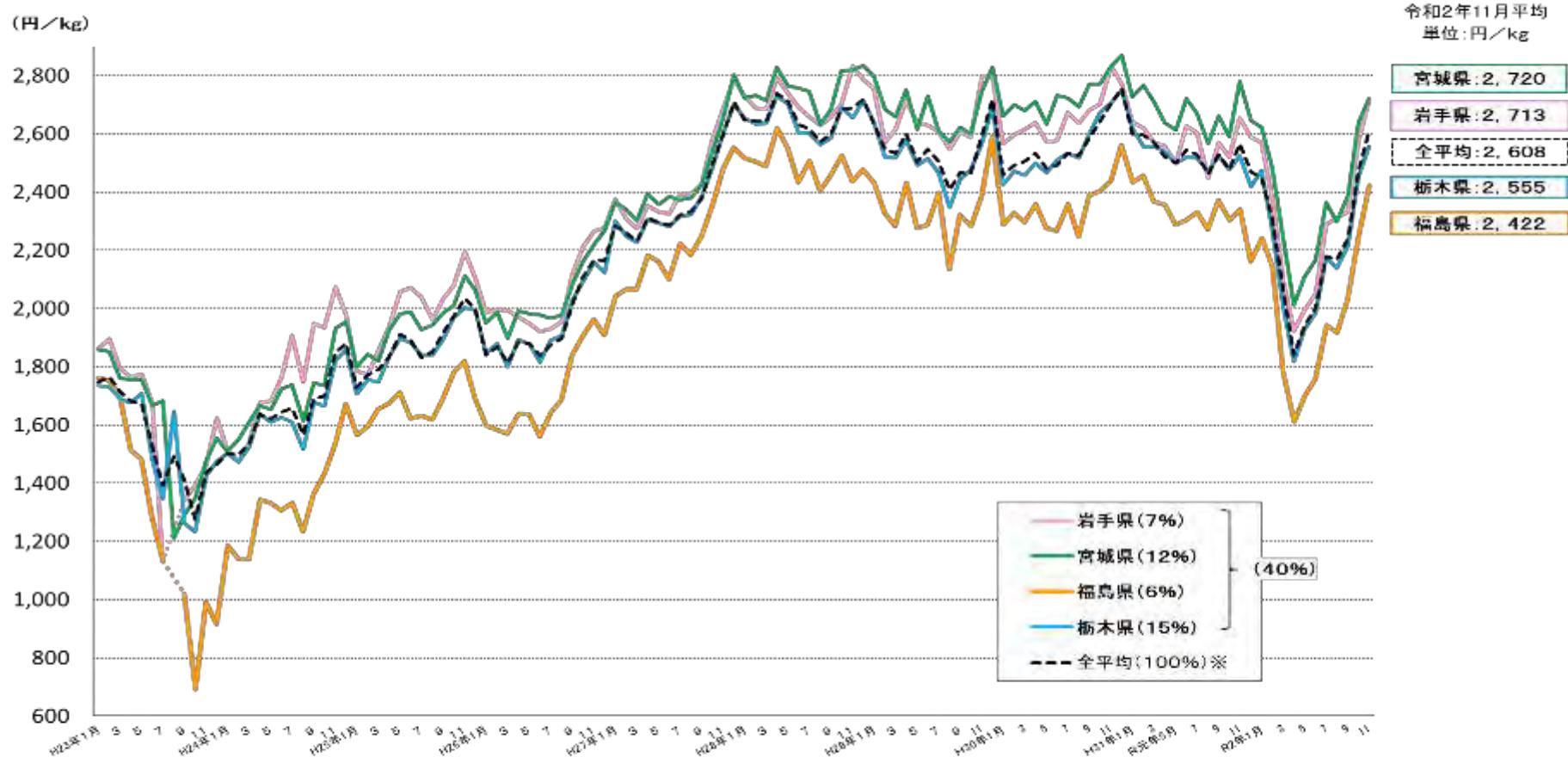


資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注:()内は対前年同月比

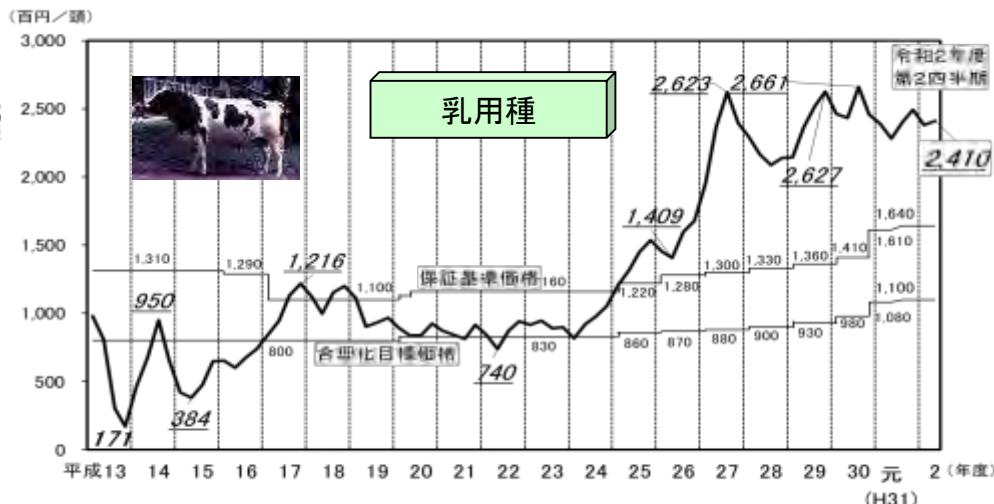
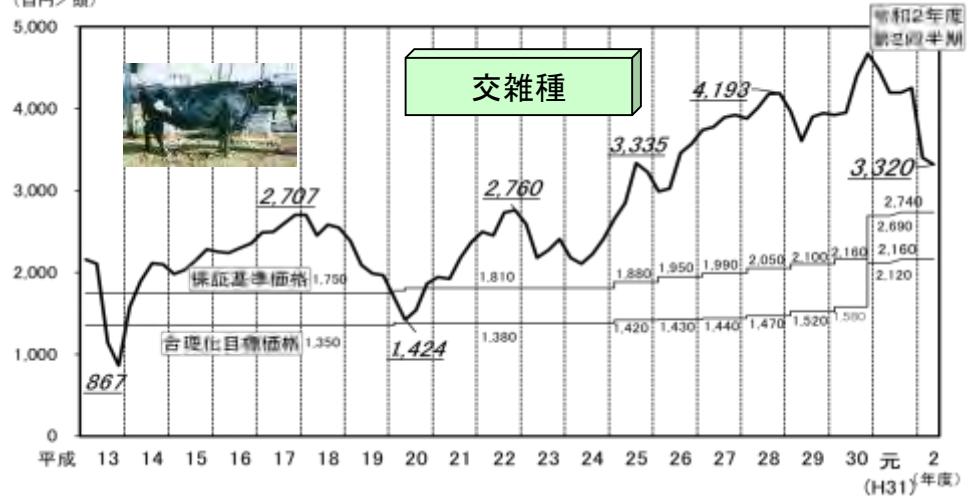
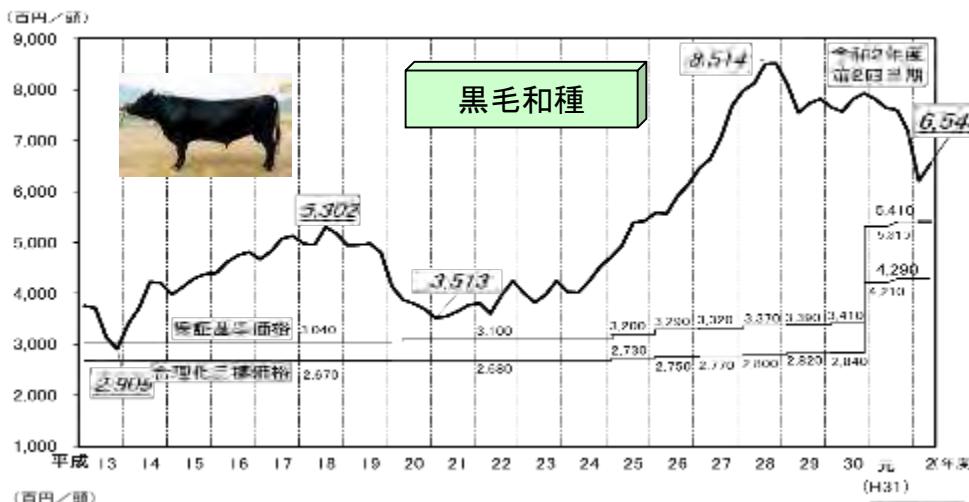
最近の東京市場における牛枝肉卸売価格(和牛去勢全規格平均)の推移

- 平成23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、出荷制限4県を中心に価格が低下したが、平成23年度後半からは回復傾向で推移し、平成25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ただし、福島県産については、なお全国平均よりも低い水準。



肉用子牛価格の推移

- ・肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の分娩頭数減少及び枝肉価格の上昇により上昇していたが、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下。



平成30～令和2年度補填金単価(単位:円／頭)

※「補給金」は肉用子牛生産者補給金単価

「補給金」は肉用牛生産者補給金単価
「支援交付金」は肉用牛繁殖経営支援事業の交付金単価(平成30年12月30日より肉用牛生産者補給金制度に一本化)

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、小規模層を中心に前年に比べ減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、平成29年から2年連続で増加し、平成31年から令和2年にかけても増加（+28千頭）。
- 一戸当たり飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から前年に比べ、増加傾向で推移。

区分／年		平成24	25	26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4
肉用牛	戸数(千戸)	65.2	61.3	57.5	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9
	(対前年増減率)(%)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)
	頭数(千頭)	2,723	2,642	2,567	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555
うち 繁殖雌牛	(対前年増減率)(%)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲2.8)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)
	1戸当たり(頭)	41.8	43.1	44.6	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2
	戸数(千戸)	56.1	53.0	50.0	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6
うち 肥育牛	頭数(千頭)	642	618	595	580	589	597	610	626	605	622
	1戸当たり(頭)	11.4	11.7	11.9	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1
	戸数(千戸)	14.3	13.5	13.1	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0
肥育牛	頭数(千頭)	1,702	1,663	1,623	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548
	1戸当たり(頭)	119.0	123.2	123.9	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2:肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

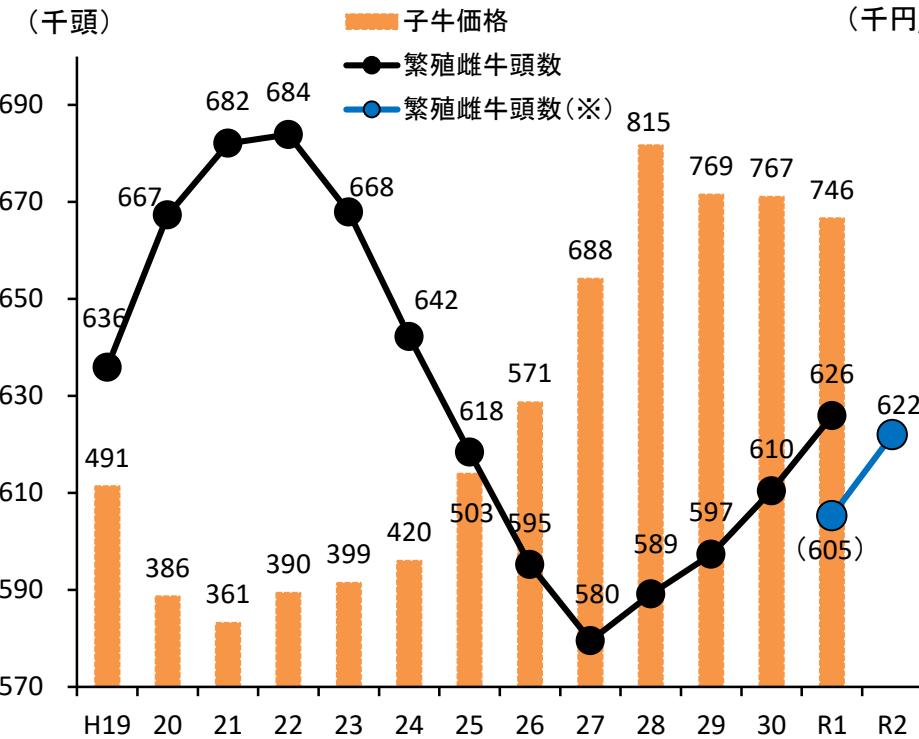
3:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

- 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、平成22年の68万4千頭をピークに27年には58万頭まで減少(▲約10万頭)したが、各般の生産基盤強化対策の実施により、平成28年から増加傾向で推移しており、令和2年は62万2千頭。
- 肉専用種雌のうち繁殖に仕向けられる頭数割合は、平成25年度を底に増加傾向で推移しており、最近では約40%で推移。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



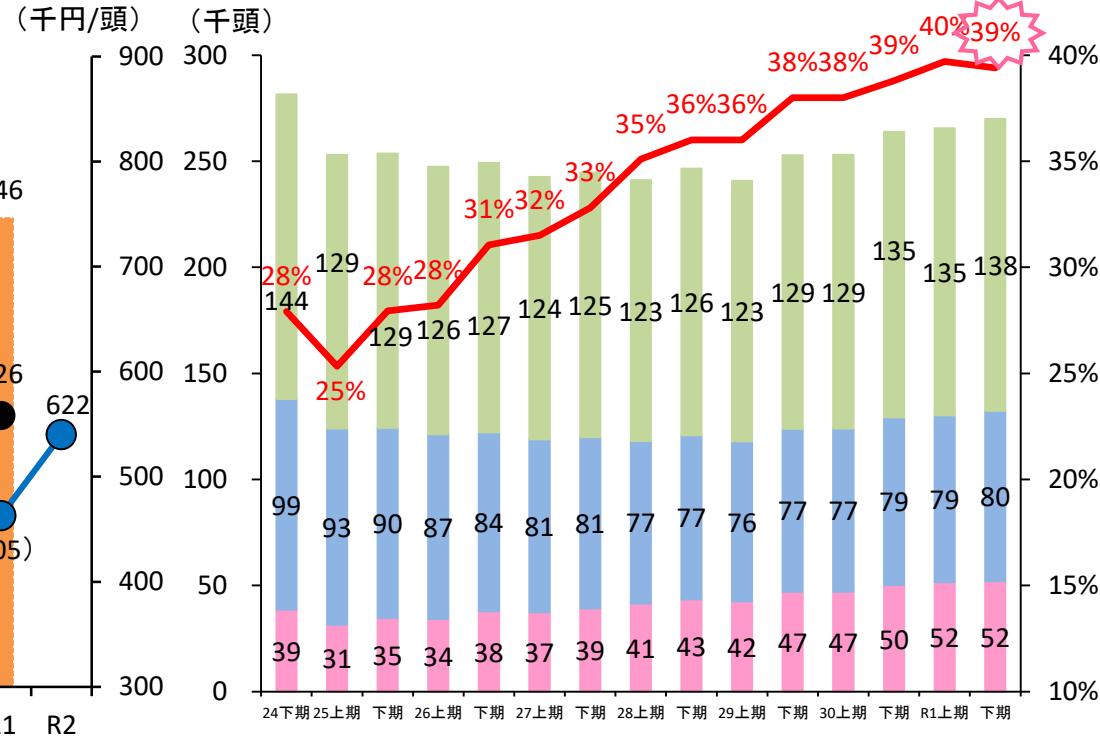
注:繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

資料:農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」

※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



注1:肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数

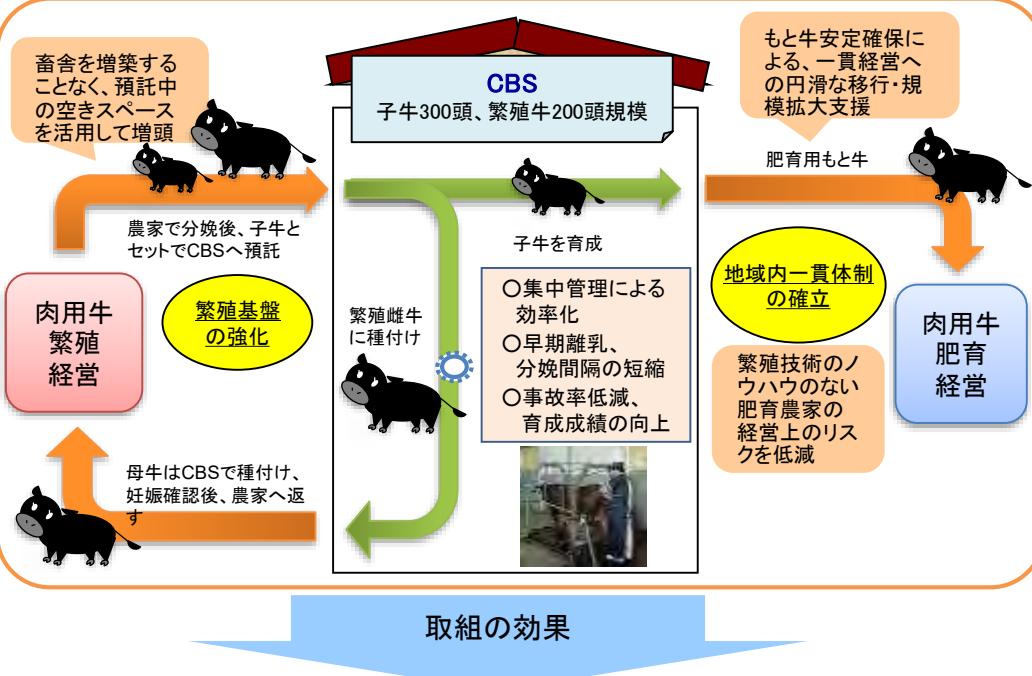
注2:繁殖仕向雌頭数は、雄・雌の出生割合が51:49として肥育仕向頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの

注3:雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭
 [奨励金]繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体: 24.6万円／頭
 繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体: 17.5万円／頭
- 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入
 農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
 [奨励金]6万円／頭、(希少系統)9万円／頭
- その他にも導入を支援する事業を措置。

和牛受精卵を活用した和子牛の生産



和子牛の増産を進めるため

- 和牛受精卵等の生産拠点における機器整備
- 受精卵移植技術を高位平準化するための実技研修会等の開催

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex:導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex:導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex:導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の概要

- ・肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）
- ・従来、肉用牛繁殖経営支援事業との2段階の仕組みにより支援していたが、TPP等関連政策大綱に基づき、肉用子牛生産者補給金制度に一本化し、TPP11発効の平成30年12月30日から適用

肉用子牛生産者補給金制度

- ・肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- ・さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和2年度）（単位：千円/頭）

	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541	498	320	164	274
合理化目標価格	429	395	253	110	216

【生産者積立金】

- ・負担割合 国：1/2、県：1/4、生産者：1/4
- ・1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）

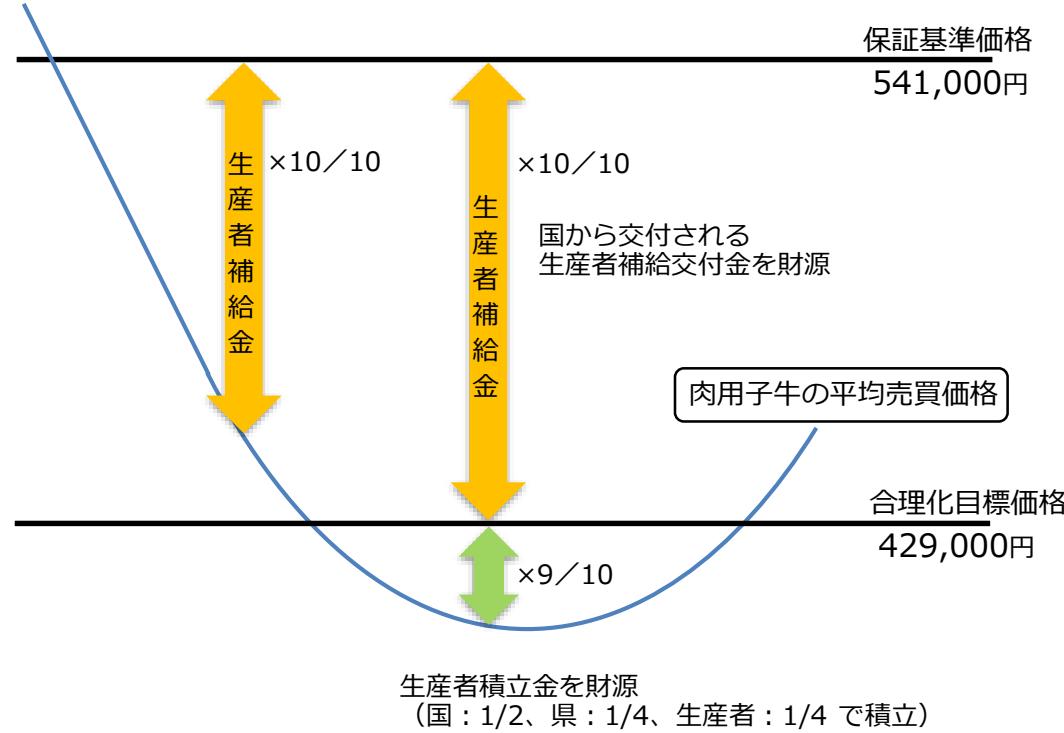
褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）

その他肉専用種：18,800円/頭（4,700円/頭）

乳用種：6,800円/頭（1,700円/頭）

交雑種：3,200円/頭（800円/頭）

【黒毛和種の場合】



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格は、全国10ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)で算出し、標準的生産費は都道府県の区域毎に算出。

《制度の内容》

①負担割合 国：生産者 = 3 : 1

(交付金のうち、1/4に相当する額は生産者負担金による積立金から支出)

②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)

④対象者 肥育牛生産者

《2年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和2年10月)

- ※印は、生産者積立金が不足している県。交付金が交付される場合、国費分(4分の3)の支払となるため、国費分の額を記載。
- ※※印は、生産者負担金の納付を猶予された牛に対する単価で、国費分(4分の3)の支払となる。
- ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差率70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

(円/頭)

標準的生産費 消費税抜き	家族 労働費	差額	交付金	肉専用種																		交雑種	乳用種				
				東北					関東					北陸					東海								
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	新潟県	富山県	☆ 石川県	☆ 福井県	☆ 岐阜県	愛知県	三重県				
標準的販売価格①	1,144,836																										
	1,185,421																										
標準的生産費②	1,259,060	1,238,060	1,231,295	1,261,655	1,243,119	1,211,507	1,259,474	1,259,340	1,258,600	1,249,883	1,255,050	1,253,722	1,204,943	1,259,387	1,252,052	1,259,449	1,247,425	1,227,144	1,274,640	1,258,159	1,277,223	1,276,568	1,256,093	1,215,766	672,479	445,862	
差額③ (③-①-②)	▲ 114,124	▲ 52,839	▲ 45,874	▲ 76,234	▲ 57,938	▲ 26,086	▲ 74,053	▲ 71,314	▲ 70,574	▲ 61,857	▲ 67,024	▲ 65,896	▲ 16,917	▲ 71,361	▲ 64,026	▲ 71,423	▲ 59,399	▲ 9,709	▲ 57,205	111,810	155,852	135,459	▲ 47,942	▲ 7,615	818,555	488,050	
概算払交付金④ (4-3)×0.4000)	(※) 74,034	(※) 32,531	(※) 27,965	(※) 48,458	(※) 35,946	(※) 14,608	(※) 46,986	(※) 45,137	(※) 44,637	(※) 38,753	(※) 42,241	(※) 41,345	(※) 8,419	(※) 45,169	(※) 40,218	60,281	(※) 37,094	(※) 3,554	47,485	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 29,361	(※) 2,140	127,468	33,969	
納付猶予牛(※※) (4)×3/4)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 105,545	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 36,427	(※) 32,149	(※) 37,391	(※) 37,716	(※) 40,459	(※) 48,243	(※) 30,340	-	(※) 59,943	(※) 55,026	(※) 49,041	(※) 28,766	(※) 63,729	(※) 66,155	(※) 67,623	(※) 100,805	(※) 95,601 (※※) 25,477	
生産者負担金	71,000	68,000	64,000	68,000	56,000	56,000	62,000	72,000	70,000	70,000	68,000	69,000	61,000	65,000	73,000	56,000	65,000	43,000	50,000	50,000	53,000	38,000	35,000	30,000	20,000	19,000	
肉専用種																											
近畿																											
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	岩手県	東京都 (日本近角港)			
標準的販売価格①																											
	1,282,440																										
標準的生産費②	1,278,013	1,274,789	1,242,358	1,443,248	1,218,286	1,228,549	1,256,907	1,237,035	1,230,696	1,238,462	1,238,944	1,255,844	1,267,377	1,240,853	1,049,141	1,261,700	1,254,416	1,245,549	1,215,512	1,267,309	1,270,903	1,273,077	1,217,808	821,025	1,064,023	852,813	
差額③ (③-①-②)	4,427	7,651	40,082	▲ 160,808	64,154	53,891	▲ 78,283	▲ 58,411	▲ 52,072	▲ 59,838	▲ 60,320	▲ 64,383	▲ 75,916	▲ 49,392	142,320	▲ 93,249	▲ 85,965	▲ 77,098	▲ 47,061	▲ 98,858	▲ 102,452	▲ 104,626	▲ 153,785	31,788			
概算払交付金④ (4-3)×0.4000)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 105,545	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	66,455	(※) 36,427	(※) 32,149	(※) 37,391	(※) 37,716	(※) 40,459	(※) 48,243	(※) 30,340	-	(※) 59,943	(※) 55,026	(※) 49,041	(※) 28,766	(※) 63,729	(※) 66,155	(※) 67,623	(※) 100,805	
納付猶予牛(※※) (4)×3/4)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 105,545	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) 36,427	(※) 32,149	(※) 37,391	(※) 37,716	(※) 40,459	(※) 48,243	(※) 30,340	-	(※) 59,943	(※) 55,026	(※) 49,041	(※) 28,766	(※) 63,729	(※) 66,155	(※) 67,623	(※) 100,805	-	
生産者負担金	48,000	50,000	42,000	95,000	41,000	40,000	70,000	57,000	56,000	60,000	67,000	71,000	73,000	66,000	26,000	61,000	66,000	64,000	55,000	55,000	68,000	61,000	72,000	11,000			

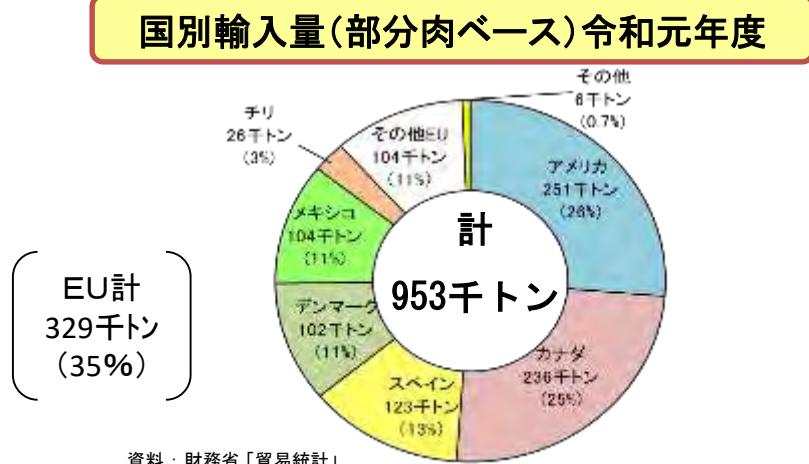
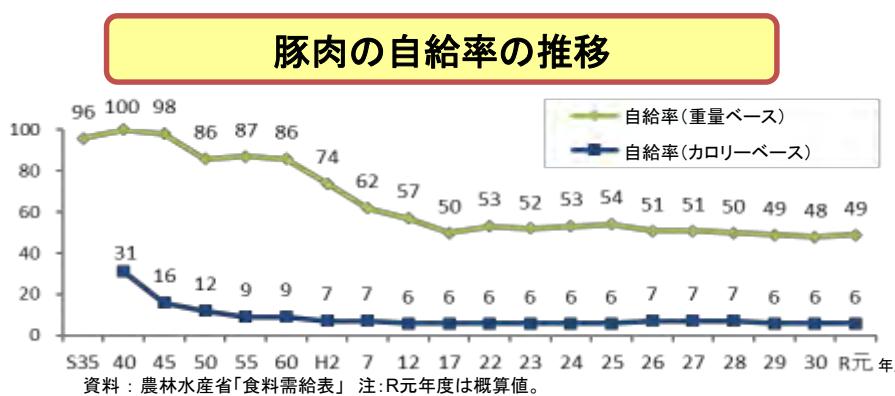
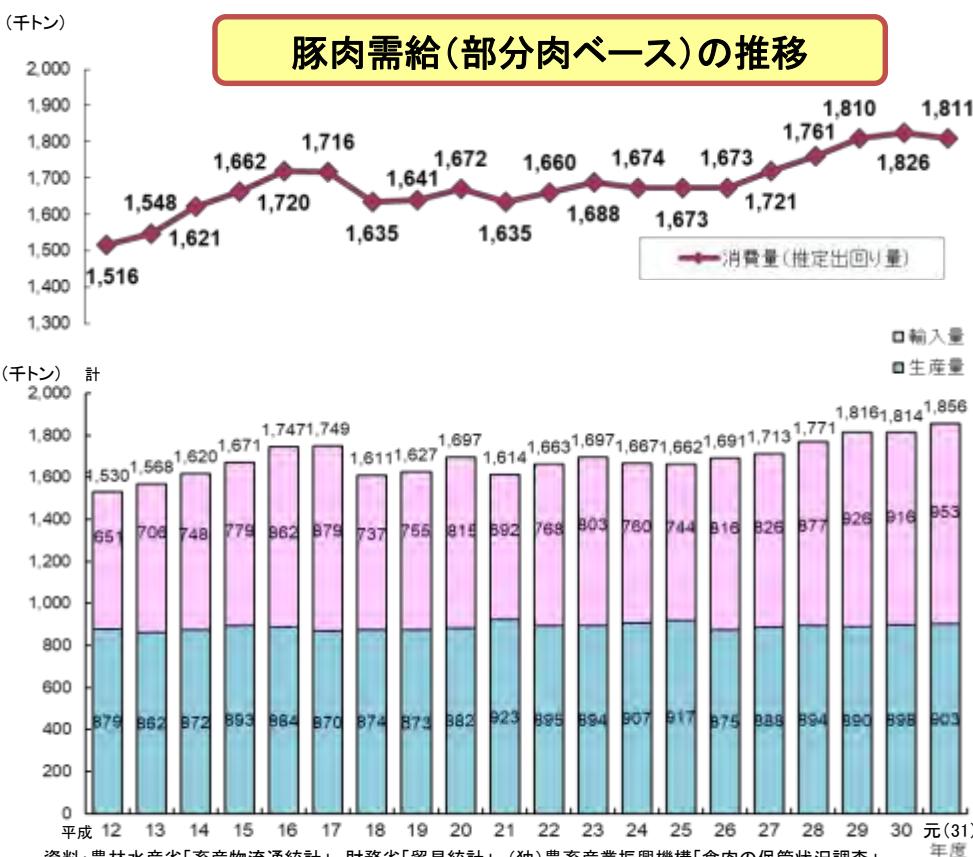
注: 概算払の交付月は、過払いを防止するため、4,000円/頭を控除しており、四半期の最終月の交付金交付時に精算払を実施。

※ 県ごとのデータを使用
ブロックごとのデータを使用

【豚肉関係】

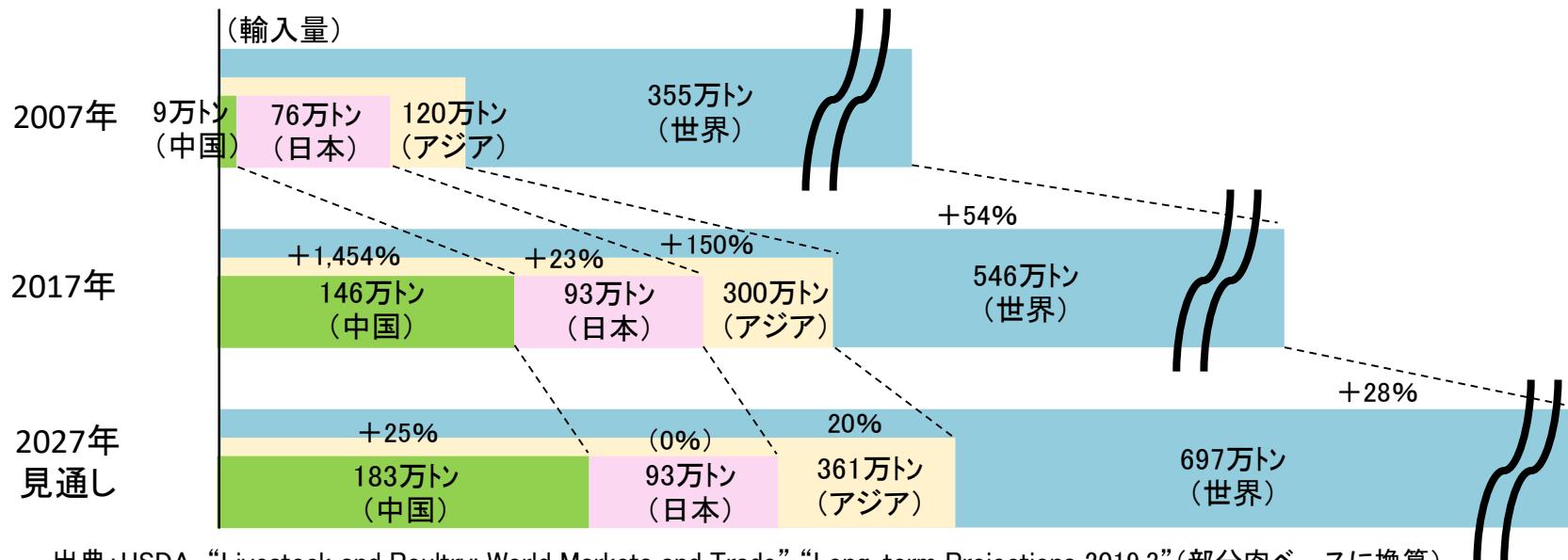
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。平成18年度には、この代替需要が落ち着き、その後は160万トン台後半を中心に概ね横ばいで推移していたが、最近は豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、平成29年度は180万トンを超え過去最高水準となった。
- 国内生産量は90万トン前後で推移。
- 豚肉の自給率は、重量ベースが49%、カロリーベースが6%。



世界とアジア地域の豚肉の輸入状況

- 2007年の世界の豚肉輸入量は355万トン、うちアジア地域が120万トン、日本が76万トン。
- この10年間で、中国の豚肉輸入量は16倍、アジアは2.5倍に急増し、2017年では我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。
- 2027年の世界の豚肉輸入量は697万トン(2017年と比べて+28%)、うち中国が183万トンとの見通し。
- このように、世界的に豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。



出典: USDA "Livestock and Poultry: World Markets and Trade" "Long-term Projections 2019.3" (部分肉ベースに換算)

財務省「貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2007年は日本、香港、韓国、フィリピンの計。2017年は、日本、中国、韓国、香港、フィリピンの計。

2027年は、日本、中国、香港、韓国の計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

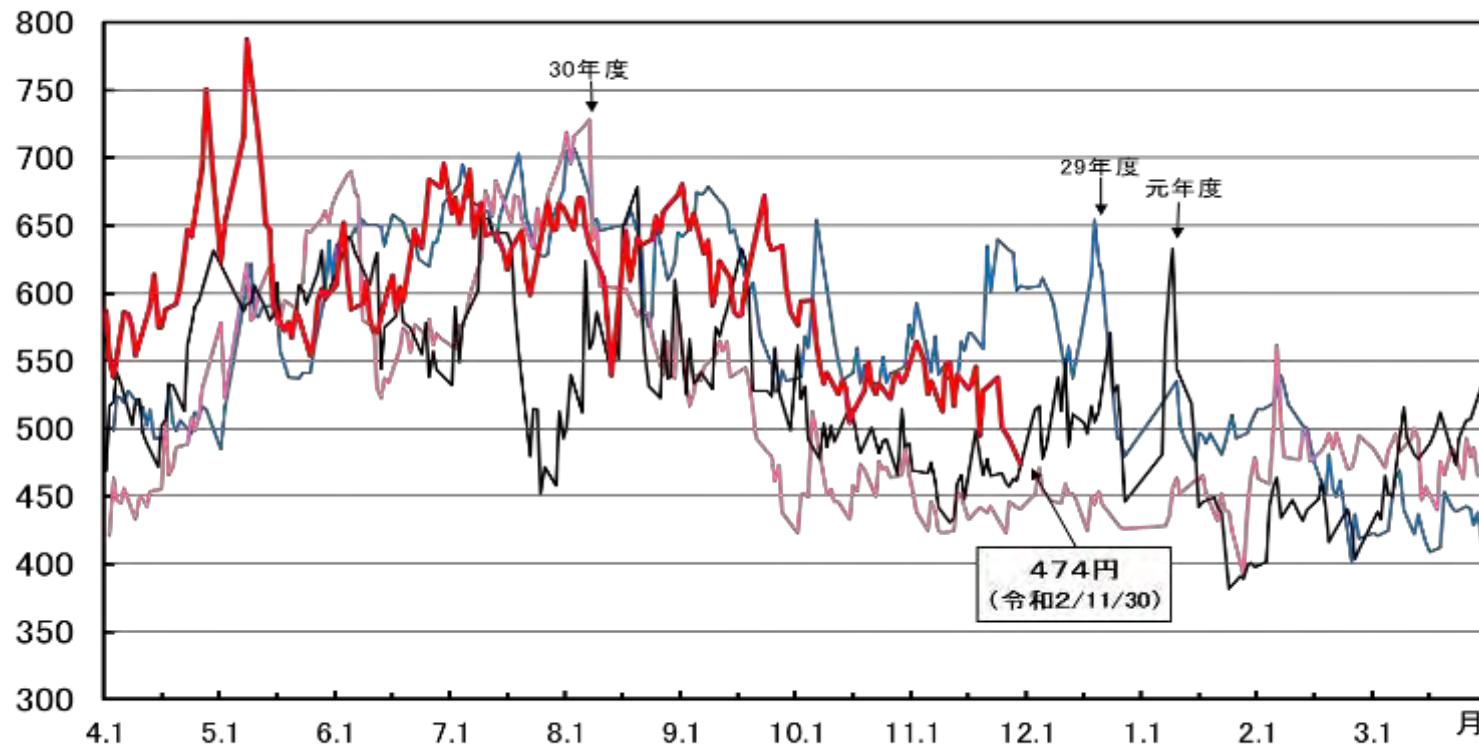
「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の中の輸入量の合計。

「日本」は、貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2027年見通しは、2017年の輸入実績を据え置いたもの。

豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年1月以降は、記録的な暖冬の影響で供給量が増加するとともに、鍋需要等が不振であったため、卸売価格は過去3年間と比べ低い水準で推移していたが、3月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により「巣ごもり需要」が旺盛となり、上昇に転じた。
- 9月以降も、量販店での豚肉販売は好調であること等から、価格は堅調に推移。

※ 東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



年度平均価格
H28年度 : 528円/kg
H29年度 : 564円/kg
H30年度 : 517円/kg
R元(31)年度 : 523円/kg

月別平均価格
最高値 H29年 7月: 662円
最低値 H30年 3月: 434円

資料:「畜産物市況速報」農林水産省統計部

注1: 東京大阪貿易市場の生豚肉の頭数加重平均価格(上規格以上)である。

注2: 十・日曜日、祝日の価格を除く。

注3: 卸売価格は税込み価格(平成26年1月1日以降は消費税率7%から8%に変更した価格)である。

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向。
- ・飼養頭数は、平成23年以降減少傾向で推移。
- ・一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展。

区分／年	平成21	23	24	25	26	28	29	30	31
飼養戸数(千戸)	6.9	6.0	5.8	5.6	5.3	4.8	4.7	4.5	4.3
(対前年増減率)(%)	(▲4.7)	(▲12.8)	(▲2.8)	(▲4.6)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)
うち肥育豚2千頭以上層(千戸)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
戸数シェア(%)	(16.7)	(18.4)	(19.1)	(20.6)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)
飼養頭数(千頭)	9,899	9,768	9,735	9,685	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156
(対前年増減率)(%)	(1.6)	(▲1.3)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)
うち子取用雌豚(千頭)	937	902	900	900	885	845	839	824	853
(対前年増減率)(%)	(2.9)	(▲3.7)	(▲0.2)	(0.0)	(▲1.6)	(▲4.5)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,219	6,492	6,394	6,583	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664
頭数シェア(%)	(65.4)	(68.6)	(68.0)	(70.3)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1,436.7	1,625.3	1,667.0	1,738.8	1,809.7	1,928.2	2,001.3	2,055.7	2,119.4
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	158.0	176.5	183.7	194.7	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注:平成22年、平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成23年及び平成28年の()内の数値は、それぞれ平成21年及び平成26年との比較である。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体量など)は、着実に向上。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粹種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品種	H19年度(g)	H29年度(g)	増体量(%)
デュロック種(雄系)	651	689	106

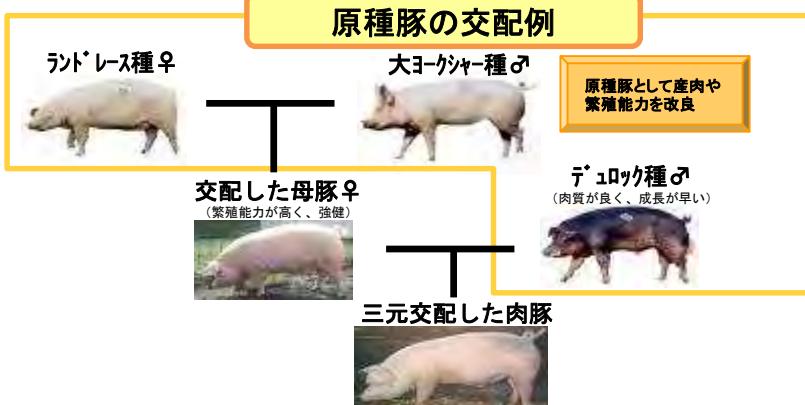
注: 遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」



家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く(ロースで6%以上)、増体量の良いデュロック種を造成。

原種豚の交配例



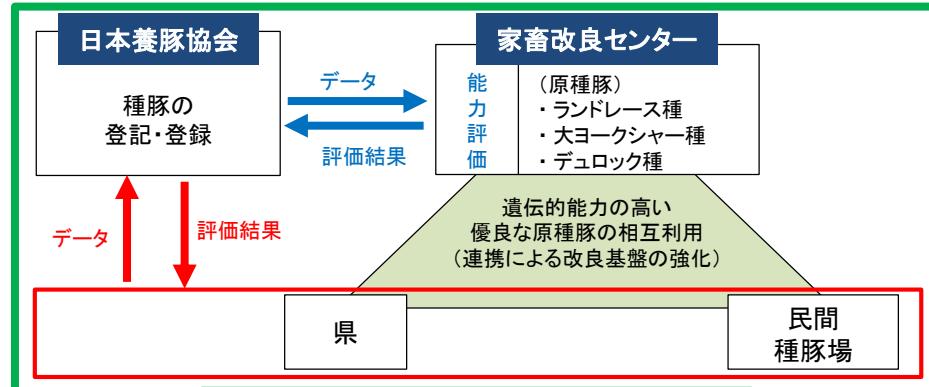
繁殖能力の国際比較

繁殖能力	日本	米国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回) (a)	2.25	2.44	2.35	2.26
1回当たり育成頭数(頭) (b)	10.1	11.0	13.0	14.9
年間離乳頭数(頭) (a) × (b)	22.7	26.8	30.6	33.6

出典: 諸外国のデータについては、「2018 Pig Cost of Production in Selected Countries」

日本については、畜産振興課調べ

国産純粹種豚改良協議会による改良の推進



国産純粹種豚改良協議会

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

① 負担割合

国 : 生産者 = 3 : 1
(交付金のうち1／4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)

② 補填割合

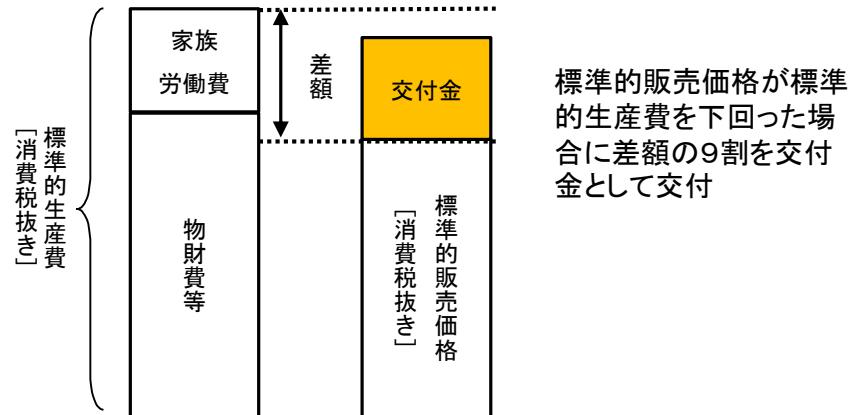
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対象者

肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円／頭

《令和2年度所要額》 168億円



平成22～令和2年度交付金単価(単位: 円／頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度				平成25～令和元年度	令和2年度
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4		
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	